

智積院能化隆瑜僧正の法類相続金について

村 磯 栄 俊

はじめに

江戸期、学山智山と称えられた智積院の教学体制を保持していたのは、智積院大仲であつた。

その大仲の財政的研究は、戦前の大橋栄俊師の論稿のみである⁽¹⁾。そこで、筆者は別稿の「江戸時代後期智積院大仲財政について—大仲供料金を中心に—」(以下、別稿と略記)を記述し、同師の欠を補つた。

そこでは、学侶を指導する上座僧の手当(報酬)支給のために、「大仲供料金」が創設されたこと、年代が下るにつれて、貸付業務が停滞し、手当も減額されたことを明らかにした。要するに、大仲財政の窮乏が人材養成にも悪影響を及ぼしたのである。

本稿は別稿で、大仲財政悪化の打開をはかり、大仲の貸付業務を再編したのが、第三十三世隆瑜能化であったのを受けて、執筆したものであり、同能化の遺金を貸付元本として房州組(安房組)の後継者養成に資した、「隆瑜僧正法類相続金」等について紹介するものである。

一、隆瑜能化と隆瑜僧正法類相続金

唯明房隆瑜能化は安永二年（一七七三）、安房国安房郡波佐間村の佐野家において生まれ、のち出家、智積院において研鑽、修行の功なり、新義真言の安房国触頭、金剛山神護寺宝珠院（寺領の朱印石高二〇三石）の三十四世住持職に就任している。天保二年（一八三一）十一月四日、新義真言智山方の役寺（触頭）、江戸愛宕の円福寺の後任住職選挙に当選、江戸幕府寺社奉行より同寺住職に任命された。⁽²⁾

さらに、同五年三月十六日、智積院三十三世能化に就任、六月二十八日権僧正に昇補されたのである。⁽³⁾

同能化は就任三ヶ月後の六月に、「大仲僕約省略条目」を制定、以後五年間に渡り徹底した僕約を断行し、「同一味和合の上大仲復古繁栄の警策可為肝要候」と、大仲財政の好転を策している。⁽⁴⁾

しかし、二年後の同七年十一月六日に隠居、瑞應山大報恩寺に住した。だが、次の能化に当選した戒舟房禪宅贈權僧正は、同八年二月二十九日、幕府老中より智積院能化に任命されたが、能化選挙の投票を書きかえたという不正があつたとされ、智積院には晋山せず、その年の十二月二十九日に隠居を命ぜられ、江戸谷中の加納院に閑居したのである。⁽⁵⁾

この事件の影響で、後任能化が命ぜられたのは、天保十二年七月八日（第三十五世先晋權僧正）と、約三年半に渡り、智積院は無住であつた。⁽⁶⁾ その間、実質的な能化の役目を担つたのが、隆瑜權僧正であつた。

その隆瑜權僧正は、能化退任十三年後の嘉永三年（一八五〇）四月三日、七十八歳で遷化。本稿で紹介する一二五〇両の「隆瑜僧正法類相続金」を遺したのであつた。この法類相続金は、房州組の人材養成に資するために使われたのである。

この法類相続金について述べる前に、なぜ隆瑜能化がこのような多額な寄付金を遺せたのかを解明したいと思う。

この疑問に答えられる史料が、智積院智山書庫にある。表紙に「文久三癸亥七月取調之、至慶応二年丙寅五月、隆瑜權僧正御趣金并新積貸付、両役者」と書かれた貸付帳が、それである。

第一表は、この貸付帳を分析した表である。

弘化元年（一八四四）正月、隆瑜能化は積立金五〇〇両を大仲に寄付し、それを武州三峯神社（埼玉県大滝村に鎮座）に年利八%で貸付（名義は三峯神社別当の觀音院）、その利益を元本として、さらに諸寺に年一〇%で貸付るように指示した。

天保十一年十一月二十六日付の觀音院住職宛の智積院両役者等連署書状に「〔前略〕先般中被仰越候北野积迦堂御隱居（隆瑜のこと、筆者注）右當山大仲江御奉納^ニ相成候金五百両（中略）、大仲存榮之ため奉納金之儀故、思召相伺（中略）依之明辰年正月^ル貴山江年八朱之支分^ニて、御貸付可申候（中略）右金子諸国寺院江貸付之儀、积迦堂隱居別段思召を以（後略）^{〔7〕}とあり、この経緯がわかる。

三峯神社の貸付は二十年に及び、文久三年（一八六三）六月に元金を返済されている。その間（十九年半）の利息は七八〇両におよんでいる。この利息収入を諸寺に原則として、十年賦、利率一〇%で貸付た結果、慶応元年（一八六五）現在、実質貸付額一七四一両に達している。利息収入の九割弱に相当する一二四〇両余を貸付に廻したことになる。

なお、文久二年の元金返済のうち、一二〇両は房州清澄寺の貸付金であるが、貸付帳に「皆済」とのみ記されていて、返済額が記入されていないので、実際に返済されたかは疑問である。また、文久元年の鏡照院と金剛寺

第1表 隆穀僧正御趣金貸付寺院一覧

年次	寺院名、貸付金、利率	貸付合計額	収入	
			返済	利息
弘化1 (1844)	○三峯觀音院 500両、8%	500両	240両 (1)	98両 (2)
嘉永4 (1851)	愛宕鏡照院 300両 (※)、6%	300両	170両	80両 (3)
安政2 (1855)	○房州清澄寺 120両、10%、△武州大光寺 50両、10%	170両	100両 (4)	183両 (5)
安政5 (1858)	上総円如今寺 40両 (2口・各20両)、8%・10%	40両	5両	65両2分
安政6 (1859)	上総日輪寺・妙見寺 15両、10%	15両	5両	92両1分、銀4匁
万延1 (1860)	△小杉西明寺 40両、10%、龜戸普門院 30両、10%、○上総成願寺 15両、10%、羽生正覺寺 50両、10%、上総樂王院 50両、10%、高幡金剛寺 70両、10%	255両	5両	92両
文久1 (1861)	△加納光照寺 30両、10~8%、谷中明王院 15両、10%、△武州光福寺 20両、10%，武州東漸院 20両、10%，千住安養院 60両、10%，龜戸宝蓮寺 30両、10%，上総法比寺 30両、10%、妙照院 50両、8%、金剛寺 50両、8%	305両		97両3分1朱、銀14匁
文久2 (1862)	新川無量院 3両、?、正覚院 50両、10%，上口東光院 20両、10%，別府慈眼寺 10両、10%，信州福翁寺 5両、?	88両	139両2分	128両2朱、銀10匁
文久3 (1863)	武州法要寺 70両、10%、淺草龍福院 15両、10%、淺草威光院 20両、10%、鏡院 100両、8%、普門院 50両、10%，彥成円明院 50両、10%，広島金剛院 20両、100両、大桑大福寺 15両、10%、上総常住寺 10両、10%，淺草地藏院 20両、約66%，淺草延命院 20両、約6%，信州宝性寺 20両、?、上川崎樂王院 15両、8.5%，大同久保寺 15両、10%，野寺万行寺 10両、10%，○千住宿不動院 20両、約5%	470両	528両2分	122両1分2朱、銀15匁
元治1 (1864)	地頭方法永寺 20両、10%，小平成身院 15両、10%，神戸長慶寺 25両、10%，東大輪善藏院 30両、10%	90両	20両	115両2分、銀47匁
年次不詳 [文久3 (1863) ~慶応1 (1865)]	大枝歎喜院 30両、四ヶ谷三光院 10両、上谷新田龍光院 20両、千住長円寺 10両、赤坂感應寺 20両、麻布不動院 20両、松竹淨福寺 25両 → 利率は不明	135両	9両 (6)	125両1分1朱、銀13匁 (7)
合計	延べ 55件、57カ寺 (実52カ寺)	延べ 2468両 (実1741両)	727両	1439両3分2朱、銀103匁

○印は、返済寺院、△は一部返済寺院、他は利子のみ支払い。
 ①弘化2年～嘉永3年の利息
 ②嘉永4年～5年の利息
 ③安政2年～4年の利息
 ④慶応1年の元金返済
 ⑤慶応1年の元金返済
 文久3年取扱「隆穀僧正御趣金井新積立貸付」による。

智積院能化隆瑜僧正の法類相続金について

の貸付利息、二口合わせて八両は房州懐龍法印の供料とされている。それはそれとして、隆瑜能化の遺志を守つた、この徹底した貸付により、元金五〇〇両を三倍以上に増やしたのであつた。まさに、利息が利息を生むという現象である。

すなわち、この同能化の方針に基づく、徹底した貸付業務の断行、再編が、停滞していた大仲の貸付業務を復活するとともに、多額の遺金を同能化の後継者に遺す原動力となつたのであろう。適切な用語ではないが、同能化の鍊金術は三峯神社の存在があつたからである。貸付業務は元利ともに確実に回収できる融資先があつて、成り立つのであるから。だが、その代わりに同神社別当の觀音院の前住觀魏から、「彼老僧ハ金銀之事ニ付而者、一切義理作法不弁仁物」⁽⁸⁾と謗られたのであつた。

智積院大仲と同神社の関係は別稿で述べたように、やはり大金を大仲に寄付した二十九世觀蒙能化、その遺弟である鑲明房日雅が、文政二年（一八一九）十月に觀音院住職に就任したことによる。⁽⁹⁾

ところで、隆瑜僧正法類相続金の史料も智山書庫にある。それは、小さな木箱に入つており、「隆瑜僧正法類相続金・常盤寮祠堂金貸付帳」、「隆瑜僧正法類供料金渡覚・同相続金支分渡覚・常盤寮祠堂金請出覚」、「隆瑜僧正組供料金配分覚」という三冊の帳簿である。なお、箱の蓋書によると「房甲組法類中議定書写」もあつた筈であるが、今は見当たらない。

この貸付帳により、一二五〇両の法類相続金の他に、房州組の先師である淨光（智積院二十六世能化）・元瑜などの藏書、そして自身の著作、藏書を収容する常盤藏の維持基金一〇〇両（名称は常盤寮祠堂金）も遺したことがわかる。

それでは、次にこの基金の運用状況について述べるとしよう。

一一、法類相続金等の運用状況

隆瑜伽化の遺金は、房州組で管理・運用した。貸付帳にある嘉永四年十一月付の前書に、

右者隆瑜伽僧正御遺命致議定印形候通御法類相続大切之金子ニ候間平日無油断致世話年々利足集高之内ニ残金五十両以上相成候ハ、速ニ貸出し元金追々高金ニ相成候様取斗可申

る、隆瑜伽の遺志通りに利足を貸付に廻し、基金を増やさむべしと運用しめへんじてこ。

第2表 隆瑜伽正法類相続金貸付先、利息收入一覧表

貸付先	年次	嘉永 4		嘉永 5		嘉永 6		安政 1		安政 2	
		利率	元金	利息	元金	利息	元金	利息	元金	利息	元金
平間寺	6.5%	400両	(26両)	400両	26両	500両	20両	480両	31両1分	450両	29両3分2朱
觀音院	6%	200両	(12両)	100両	(6両)	0	8両1分	—	—	—	—
隆榮 (根来大門)	6%	100両	(7両)	100両	(6両)	0	—	—	—	—	—
隆榮	7%	100両	(7両)	100両	(7両)	70両	(4両3分)	40両	未払	(40両)	—
波佐間村	8%	250両	(20両)	250両	(20両)	250両	(20両)	250両	20両	250両	(20両)
法恩寺	6%	200両	(12両)	200両	0	200両	0	0	—	—	—
智山大仲	8%	—	—	—	—	100両	2両2分2朱	0	8両	—	—
清澄寺	8%	—	—	—	—	50両	—	0	0	4両	—
清和院	8%	—	—	—	—	(50両)	—	(50両)	4両	50両	4両
※愛染院	8%	—	—	—	—	(50両)	—	(50両)	4両	(50両)	4両
※六波羅廣寺	7%	—	—	—	—	(50両)	—	(50両)	40両	0	—
貸付合計		1250両		1250両		1170両		920両		880両	
利息合計	貸付		(83両)		(71両)		61両2分2朱		66両3分2朱		61両3分2朱
	支分		81両		108両		—		46両3分2朱		111両3分

※は、「隆瑜伽正法類相続金支分渡覺」による貸付先。

利息合計は、上段が貸付額、下段が支分渡覺による金額。

「隆瑜伽正法類相続金貸付帳」「隆瑜伽正法類相続金支分渡覺」による

しかし、第二表をみればわかるように、基金は逆に減額している。なお、当時の房州組の指導者は智山一臘の龍謙房隆栄（清和院住職、のち智積院三十九世能化）、真明房頼鑓、智友房宥性（清澄寺住職、のち智積院四十世能化）等、錚々たるメンバーであった。

第二表は、法類相続金の運用状況を知るために作成したものである。

表について説明すると、隆栄の貸付が二口あるが、根来大門とある方は、根来寺大門建立資金の智山大仲割当分で、同人は一臘と大仲の最高責任者だったからであり、実際は大仲の借入金である。括弧の利息額は、貸付帳に、年利何月何日に入るとのみの記入で、金額が記入されていないため、利率から推定した額、利息合計について、史料に差異があるので、両方を記載した。嘉永四年の場合、下段の「隆瑜僧正法類相続金支分渡覚」の方が正しいのであろう。同五年の支分渡覚の金額は、翌年の隆栄の元金返済三〇両を加算したのか。安政元年の支分渡覚の金額は隆瑜能化の出身地波佐間村の貸付利息二〇両を入れていないのであり、この年は貸付帳の方が正しいのである。安政二年の支分渡覚の利息額には、同年の平間寺（川崎大師）の元金返済金三〇両、六波羅蜜寺からの返済金一〇両、二名分の供料一三両三分二朱が加算されているのである。なお、史料には波佐間村の利息は慶応元年まで記載されており、文久元年より利率は七%とされている。また、元治元年以降の利息収入は龍存房隆願（滝谷寺住職）に助成として与えられている。

表をみると、安政元年に基金が一気に一〇〇〇両を割り込んでいる。これは、隆瑜能化の遺弟惣代禪道房と良如房、後者の良如は、安政元年正月に死亡しているが、お金にシビアな師僧と違い、金にルーズだったのか、多額の借財があったからである。すなわち、良如の住職地法恩寺の貸付金二〇〇両、平間寺の五〇〇両の内二〇両、隆栄の貸付残金七〇両の内三〇両、智山大仲の一〇〇両の内五〇両、合わせて三〇〇両は、同人の借財と相殺さ

れてしおつたからである。これが、折角の基金の減額の顛末である。

その他、房州組で管理・運用する基金として、「隆璣僧正組供料金」というのがあった。これは、嘉永二年九月に同能化の法類から寄付された1100両を運用したのであり、その実態は第三表をみて戴ねたい。

第3表 隆璣僧正組供料金貸付先、利息收入一覧表

貸付先	年次	嘉永3		嘉永4		嘉永5		嘉永6		安政1		安政3		安政6	
		利率	元金	利息	元金	利息	元金	利息	元金	利息	元金	利息	元金	利息	元金
神野寺	6%	100両	2両	100両	6両	100両	6両	100両	6両	50両	3両	50両	3両	3両	3両
鏡照院	8%	200両	4両2分	200両	16両	200両	16両	200両	12両	200両	12両	200両	12両	12両	12両
清澄寺	6%	300両	6両2分	300両	22両	300両	22両	300両	18両	300両	18両	300両	18両	300両	18両
合計															

「隆璣僧正組供料金配分書」による

この組供料金は減るゝのみならず、年平均一八両の利息收入があつた。なお、表では安政六年で終わつてゐるが、「隆璣僧正組供料金配分覚」にはそれ以降の文久二年、三年、元治元年、慶応元年までの記載がある。なお、文久二年のみ110両の利息收入があり、他の年は一八両であった。なお、鏡照院の利息が、嘉永六年より四両減額されているのは、前述の良如房の借財の返済に当てられたためである。

房州組の学侶は、これらの基金からの利息收入を分配されたのであるから、つまらない俗事に煩わされるいともなく、修学に集中できる環境が保障されていたのである。例えば、同組の場合、他の組と同じように供料を支給される供料人が五～六名おり、その供料は平均七両であるが、それに加えて法類相続金からの分配金、嘉永四年時は禅道が一一三両、他の上座僧が一一一〇両を支給された。また、組供料金の場合は収入を一等分して、一つは上座僧に、もう一つは下位僧に分配したのである。その額は、五～六名の上座僧に平均二両程を、一〇～一五

名の下位僧に二朱（二分）二朱を支給したのであつた。なお、房州組は安房の宝珠院を中心に、清澄寺、越前の滝谷寺、京の清和院、越生の法恩寺、遠江の西楽寺を拠点とした法類である。

おわりに

隆瑜能化は後継者養成、学山智山を再興するには多額な資金の必要性を痛切に自覚していたのであろう。その手段として、停滞していた大仲の貸付業務の再編を目指した。それは、徹底した貸付業務を断行することであつた。

そのために、融資先から「金銀のことについては一切義理作法をわきまえざる」人物と誇られても、堅実に元金を増やし、それを惜しみなく、人材養成に注ぎ込んだのである。隆瑜能化のあとに、三十八世頼如、そして隆栄、宥性、さらに房州出身ではないが、法類の越前滝谷寺から四十九世大江存良と、房州組から智積院能化を輩出したのも、同能化の遺産が大きな役割を果たしたのである。

拙稿は短期間で記述したため、隆瑜能化の全人格のごく一面しか紹介できなかつた。読者諸賢のご海容をこう。

註
(1) 別稿の「はじめに」を参照のこと。
(2) 「海応日鑑」（智積院・智山書庫所蔵）同日の条
(3) 村山正栄著「智積院史」（昭和九年）第三編七七頁
(4) 「智積院史」第一編四六〇、五六二～五六八頁
(5) 「智積院史」第三編七七・七八頁

(6) 林田光禪著「智積院誌」（大正四年）一八八頁
(7) 「先晋日鑑」同日の条
(8) 「三峯神社史料集（續群書類從完成会、平成十年）第七卷一二七・一二八頁、史料番号八二〇
(9) 「融天光院書状」（『三峯神社史料集』第七卷二三八頁）

卷一五〇頁)

〈キーワード〉 房州組、法類相統金、後繼者養成